附則

この省令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

附則の次に別記様式として次の様式を加える。

別記様式

（第１面）

第　　号

立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

写真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

農林水産大臣、地方農政局長又は北海道農政事務所長

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査をする職権を有するものです。

| 法　令　の　条　項 | 該当の有無 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成すること。
２　氏名欄には、旧氏を記載することができる。
３　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査に係る法令の条項を記載すること。
４　該当の有無の欄に、立入検査をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
５　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
６　裏面には、参照条文を記載することができる。